

## 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和2年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

### 1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は3,102件、請求者は360人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約44.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	1,392
区政一般	701
児童福祉	408
教育	244
社会福祉	120
入札・契約など	104
環境・清掃	99
保健・衛生・医療	29
議会	5
合計	3,102

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	97	1,268
区民以外	63	920
区内の法人・団体など	101	450
区外の法人・団体など	99	464
合計	360	3,102

表3 請求方法

請求方法	請求者数(人)
インターネット	157
窓口	139
ファクシミリ	39
郵送	25
合計	360

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	1,569
区政の監視、区民参加	1,295
学問的な調査・研究	188
私的利害の調整	17
請求目的の記載なし	33
合計	3,102

## 2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.2%だった。また、公文書公開に関する審査請求が8件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	1,107
部分公開	1,667
非公開	23
不存在	139
存否応答拒否	0
取下げ	166
合計	3,102

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1,051
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	920
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	12
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	22
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	136
法令等の規定によって公開できないもの	2
他の制度との調整が必要なもの	32

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1週間以内	93
8日から14日まで	550
15日	461
16日から30日まで 1	1,604
31日以上 2	228
取り下げられたもの	166
合計	3,102

- 1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。
- 2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。(ただし、件数は2年度中に公開諾否を決定したもの。)